

## 特定健診の受診のしかた

▼特定健診の対象となる方  
医療保険に加入している40歳から74歳までのすべての方が対象です。

○国民健康保険に加入している方は、桂川町の国保が実施する特定健診を受けます。

※桂川町国民健康保険においては、国保加入者のうち、特定健康診査の実施年度中に40歳から74歳になる方で、かつ当該実施年度に一年間を通じて加入している方（年度途中の加入・脱退等異動がない者）

○社会保険や共済組合など国保以外の医療保険に加入している方は、加入している医療保険の健診案内に従ってください。

▼対象とならない方  
妊婦、長期入院者、海外在住者等

## ▼受診のしかた

受診の際には受診券と健康保険証を必ず提示してください。

受診券に記載してある有効期限内に受診してください。

## ▼特定健診・特定保健指導の流れ

① 受診券が届いたら（受診券と健康保険証を持参してください。）

② 特定健診（指定の医療機関などで受診します。）

③ 判定・結果通知（生活習慣改善の必要性により4段階のグループに分かれます。）

④ 特定保健指導（生活改善に向けた目標設定と継続のための支援を受けます。）

## ▼受診料金

受診券に明記されている料金を健診受診医療機関等で支払ってください。

## 桂川町国民健康保険では

▼39歳以下の国民健康保険に加入の方

桂川町国民健康保険で実施する集団健診で受診することができます。

※平成20年度は11月実施を予定しています。広報などでお知らせしますので、希望者は申し込みをしてください。

## ▼40歳から74歳の方

① 桂川町国民健康保険に加入の方  
↓ 桂川町国民健康保険が実施する「特定健診」を受けます。  
（指定医療機関または集団健診で受診）

② 国民健康保険以外（社会保険、健康保険組合など）に加入の方  
↓ それぞれの医療保険者が健診を実施します。「受診券」やお知らせが届きますので確認してください。

## ▼75歳以上の方

福岡県後期高齢者医療広域連合から、受診券が送付されます。生活習慣病（高血圧、糖尿病、高脂血症等）で内服治療している方を除き、指定医療機関等で受診することができます。

## 【ご注意】

特定健診を受ける時は、「受診券」と「健康保険証」が必要です。忘れた場合は健診を受けることができませんのでご注意ください。

## がん健診は

がん検診（肺・胃・大腸・乳・子宮）や肝炎ウイルス検診については、これまでどおり、桂川町健康福祉課（旧健康づくり課）が実施します。実施時期は7月と2月を予定していますので、お間違えのないようお願いいたします。